

防犯用具購入費等補助制度

侵入盗や自動車盗等への被害防止を進めるため、家庭で使用する防犯用具(住宅・車両向け)の購入・設置費用の一部を補助します。

対象者

申請日において知立市内に住所を有する世帯の世帯主

※申請は必ず世帯主名で行ってください。

※申請は1世帯1回限りです

(過去に本補助金の交付を受けた世帯は対象外)



補助額

購入・設置費用の2分の1 (補助上限額 16,000 円、100 円未満の端数切り捨て)

※購入時に使用したクーポン、ポイント等の割引分は、補助対象経費に含まれません。

対象用具 ※令和 8 年 4 月 1 日以降に購入したものが対象

1	住宅侵入盗対策	屋外用センサーライト、モニター付インターホン 防犯砂利、補助錠、鍵の取り換え、サムターンカバー、窓用格子 防犯ガラス、防犯フィルム、ガラス破壊センサー 等
2	自動車盗対策	ハンドルロック、タイヤロック、警報装置、リレーアタック等防止装置、 駐車監視機能(動体検知、振動検知)付きドライブレコーダー等
3	二輪車盗・自転車盗対策	鍵穴用ロック、タイヤロック、自転車錠、警報装置 等

対象外となるものの例

防犯カメラ(※)、ホームセキュリティ等の警備サービス、門扉やフェンス
護身用具(特殊警棒、スタンガン、催涙スプレーや防弾チョッキ等)

(※)一定規模の集合住宅等の駐車場に設置する防犯カメラには別の補助制度があります。詳しくはご相談下さい

対象外となるものもあるだっぴ。
詳細は事前に問い合わせるだっぴ。



ホームページはこちら



🔑 補助金交付までの流れ

- ① 令和8年4月1日以降に防犯用具を購入・設置してください。
(店舗の指定はありません。市外店舗・インターネット購入も可能です。)
- ② 提出書類を揃え、安心安全課に提出してください。
- ③ 審査後、交付決定通知書が送付されます。
- ⑤ 補助金を指定口座へ振り込みます。(原則、申請者名義の口座)

🔑 申請方法(いずれか)

- ① 窓口申請：知立市安心安全課（市役所3階 16番窓口）へ提出
- ② 郵送申請：〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
知立市役所 安心安全課 防犯交通係 宛
- ③ インターネット申請：チラシ掲載の申込フォーム（QRコード）から申請

🔑 申請期限

令和9年3月31日（水）市役所開庁時間内 郵送必着
※期限までに支払いおよび設置を完了してください
※予算額に達した場合、期限前でも受付終了します。

ネット申請



🔑 提出書類

1. 補助金交付申請書
2. 補助金交付請求書
3. 領収書等（支払いが確認できる書類）
※品名（規格）、数量、購入日（工事日）、金額、販売店名（取付業者名）が分かるもの
※インターネット購入の場合は、事前に領収書の発行が可能か確認してから購入してください
4. 用具の規格が確認できる書類（カタログ、パンフレット、説明書等）
5. 防犯用具の設置後の写真
※購入した全ての用具について、設置状況が分かる写真が必要です。
6. 車検証等（自動車・自動二輪車用の防犯用具を購入した場合）
※所有者・使用者が確認できるもの
7. 申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

🔑 問合せ先

知立市役所安心安全課防犯交通係（市役所3階 16番窓口）
電話：0566-95-0115
窓口対応時間：市役所開庁時間内（年末年始・祝日除く）